

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第七号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例  
目次

第一章 関係条例の一部改正（第一条―第十七条）

第二章 経過措置（第十八条―第二十一条）

附則

### 第一章 関係条例の一部改正

（徳島県吏員恩給条例の一部改正）

**第一条** 徳島県吏員恩給条例（昭和二十三年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「あつては」を「あつては、」に、「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「その権利は」を「、その権利は、」に改め、同項第二号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同項第三号中「国籍」を「日本の国籍」に改め、同条第二項中「因り禁錮」を「より拘禁刑」に、「消滅する。」を「、消滅する。ただし、」に、「因つて」を「よつて」に、「だけが消滅する。」を「に限り、消滅する。」に改める。

第二十一条中「左に」を「次に」に、「在職年からこれを」を「、在職年から」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「引続いた」を「引き続きいた」に改め、同条第四号中「服した」を「復帰した」に改める。

第三十三条の二の見出し中「処刑」を「刑に処せられたこと」に改め、同条中「は、これを受ける」を「を受ける」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「その執行」を「その刑の執行」に、「まで」を「まで」に、「これを停止する。ただし」を「退隠料及び増加退隠料を停止する。ただし」に、「以降は」を「以降は、」に、「刑の執行」を「その刑の執行」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により退隠料及び増加退隠料を停止する期間以外の期間のうち、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用しないとすなれば前項の規定により退隠料及び増加退隠料を停止することとなる期間については、同項の規定にかかわらず、退隠料及び増加退隠料を停止する。

第四十九条の前の見出しを「（扶助料の停止）」に改め、同条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「まで」を「まで」に、「以降は」を「以降は、」に、「から刑」を「からその刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「給する事由の」を「支給する事由が」に、「おいてもこれを」を「ついで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十三条の二第二項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による扶助料の停止について準用する。  
第六十三条第一項第二号中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

（土木施設及び工事取締条例の一部改正）

**第二条** 土木施設及び工事取締条例（昭和二十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県税条例の一部改正）

**第三条** 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第四条** 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第三号及び第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十一条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正）

**第五条** 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第三号及び第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条の二の二第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第六条** 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第七条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第三号及び第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金属くず取扱業に関する条例の一部改正)

**第八条** 金属くず取扱業に関する条例(昭和三十一年徳島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「および」を「及び」に、「届書」を「届出書」に改める。

第十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「売買若しくは交換した」を「売買し、若しくは交換した」に改める。

(徳島県立自然公園条例の一部改正)

**第九条** 徳島県立自然公園条例(昭和三十三年徳島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(徳島県迷惑行為防止条例の一部改正)

**第十条** 徳島県迷惑行為防止条例(昭和三十九年徳島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第二項中「徴役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

**第十一条** 職員の分限に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(徳島県青少年健全育成条例等の一部改正)

**第十二条** 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第二十四条から第二十七条まで
- 二 徳島県自然環境保全条例（昭和四十七年徳島県条例第四十三号）第三十八条及び第三十九条
- 三 徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）第三十二条の二
- 四 徳島県拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成六年徳島県条例第二十四号）第十一条
- 五 河川法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十五号）第十一条
- 六 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）第二十四条
- 七 砂防法施行条例（平成十五年徳島県条例第二十四号）第十七条
- 八 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）第五十条及び第五十一条
- 九 徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第十七条から第十九条まで
- 十 徳島県暴力団排除条例（平成二十二年徳島県条例第四十号）第二十三条
- 十一 徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第二十三条及び第二十四条
- 十二 徳島県行政不服審査会設置条例（平成二十七年徳島県条例第六十三号）第七条
- 十三 個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）附則第七項及び第八項
- 十四 徳島県議会の保有する個人情報保護の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号）第五十四条から第五十六条まで
- 十五 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和五年徳島県条例第十六号）第十七条

（徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

**第十三条** 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正）

**第十四条** 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「一に」を「いづれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県生活環境保全条例の一部改正）

**第十五条** 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四百四十五条及び第四百四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。



(職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

**第二十条** 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)(以下「刑法等一部改正法等」という。)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、次に掲げる条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

一 第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)

二 第五条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条の二の二第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)

三 第六条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第

四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項

四 第七条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)

(経過措置の規則への委任)

**第二十一条** この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

## 附則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第十六条中徳島県薬物の濫用の防止に関する条例第十九条第七号並びに第二十二条第一項及び第三項の改正規定並びに第十七条中障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例第二十六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。